

第8回教育委員会（定）

開会日時 平成25年 4月 26日（金） 午前 10時30分
閉会日時 午前 11時45分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	青木義男
委員	谷田泰
委員	高野佐紀子
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	森下真博	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	田中 光輝
学校地域連携担当課長	木内俊直	中央図書館長	代田 治

署名委員

委員長

委員

午前 10時 30分 開会

委員長 本日は5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成25年第8回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、森下学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長にかわりまして齊藤統括指導主事、田中新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、代田中央図書館長の、以上8名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により谷田委員にお願いいたします。

本日の委員会は3名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

初めに、平成25年4月13日土曜日に、区立金沢小学校2年生の児童が誤って川に転落し、死亡するという痛ましい事故が発生しました。

亡くなった児童のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

(黙祷)

委員長 それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第10号 教育財産の取得について

(学校地域連携担当課)

委員長 日程第一 議案第10号「教育財産の取得について」、次長と学校地域連携担当課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第10号「教育財産の取得について」でございます。

提出者は、橋本教育長でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第3項並びに東京都板橋区公有財産規則第9条第1項の規定により、下記の教育財産の引き渡しを受けたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項により管理する。

引き継いだ財産は、桜川小学校あいキッズ室でございます。

所在地は、東新町二丁目29番1号。

分類は、行政財産。

種類は、建物。

種目は、事務所建でございます。

面積ですが、206.21㎡でございます。

提案理由といたしまして、「学童クラブ」から「あいキッズ室」に変更になったことに伴い、用途変更の行政財産を子ども家庭部から教育委員会が引き継ぎ、4月1日から教育財産として管理する必要があるためでございます。

詳しい内容については、担当課長からご説明いたします。

学校地域連携担当課長

議案第10号「教育財産の取得について」、ご説明いたします。

本件は、従前から学童クラブとして使用しておりました桜川小学校学童クラブの施設について、財産上、区所有の行政財産となっているものを、教育財産として取得するものでございます。

これは、あいキッズ室として使用するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第3項、並びに東京都板橋区公有財産規則第9条第1項の規定により、教育財産として引き渡しを受けたものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項2号により、4月1日から教育委員会が教育財産として管理するものでございます。

説明は、以上でございます。

委員長

質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

従来から、学童クラブからあいキッズにかわる時は、みんな、このような処置をしてきましたので、特に問題はないかと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第一 議案第10号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

では、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第11号 公文書不存在通知書に係る審査請求に対する弁明書の提出について

(学務課)

委員長

日程第二 議案第11号「公文書不存在通知書に係る審査請求に対する弁明書の提出について」、次長と学務課長から説明願います。

次長

それでは、議案第11号「公文書不存在通知書に係る審査請求に対する弁明書の提出について」でございます。

提出者は、橋本教育長でございます。

内容ですが、審査請求申立人により、平成25年3月28日付で、東京都板橋区情報公開条例に基づく公文書不存在通知書に係る審査請求の申し立てがあった。このことについて、平成25年4月2日付24板総総第611号で弁明書の提出依頼があったため、審査庁板橋区長に弁明書を提出する。

内容ですが、審査請求に係る処分。

板橋区教育委員会が審査請求人に対して平成25年3月5日付でした公文書不存在通知書。

審査請求の趣旨。

上記の不存在通知書の決定を取り消し、速やかに文書の開示を求める。

3、弁明の趣旨。

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

以上でございます。

詳細については、学務課長からご説明いたします。

学務課長

それでは、議案第11号につきまして説明させていただきます。

なお、この場では、個人名、住所については、発言を控えさせていただきます。

まず、お手元の資料の何枚かとじてある中の最後、4枚目の「審査請求書」というものがございます。こちらをご覧ください。

今回、冒頭に次長からお話のありました教育委員会が提出する弁明書は、今ご覧いただいています審査請求書に対するものでございます。

この請求でございしますが、請求人が教育委員会に対して出された公文書開示請求について、教育委員会が不存在と回答したことに対する、言わば不服申し立てでございます、不存在を取り消し、文書の開示を求めるという内容になってございます。

それでは、資料に戻りまして、2枚目の「弁明書」という資料をご覧ください。

この弁明書の3番の事実の認否というところでございしますが、審査請求人の請求理由の中で、「これほどひどい騒音がしているのに、教育委員会学務課は何の対策もとろうとしない」という主張がございしますが、これについては否認する。ひどい騒音がするという事実はないというふうに判断しております。

この間、現地で実際に請求人が主張している換気装置の騒音について測定を実施しておりますが、学校の給食室前の敷地を4回、また、請求人宅前におきましても換気装置の作動時と停止時に騒音の差がないということを確認している状況でございます。

次に、この事実の認否の中で、「この給食室は現在も使用されていて、学務課は換気装置は毎年きちんと点検していると主張している。それなのに給食室の建設の経緯等の文書は全て存在しないと主張している。」という部分でございしますが、建設を担当した所管課である区長部局側で文書を保有しているものであり、教育委員会事務局では保有していないという状況でございます。

さらに、請求の内容としましては、「それならば給食室の換気装置の設置時期やメーカーなどは全く分からないことになる。」というところでございしますが、建設を担当した所管課である区長部局において設置時期や機器仕様等が分かるものであり、教育委員会事務局では把握していないため、このとおりである。

また、換気装置の点検につきましては、設置時期やメーカーの差異による影響を受けるものでなく、定期的に動作確認等を行っているものでございます。なお、設置時期やメーカーなどは現地において確認できるといったような状況から、結論といたしましては、このご本人が請求の趣旨として言っている「不存在の決定を取り消し、速やかに文書の開示を求める」という請求につきましては、審査請求を棄却するといった形の弁明書といった形で提出させていただきたいというも

のでございます。

説明は以上です。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

青木委員 これは、そうすると、請求する先を変える必要があるということなんですか。

学務課長 実は、区長部局のところにも請求が出ておまして、そちらから昭和47年の建設当時の図面等々が全て開示されております。

教育委員会側にもあるはずだという主張でありまして、教育委員会側にはございませんというお話ですが、それならば換気装置の点検ができないのではなかろうかというようなところから、存在しているはずだというお考えで。

委員 長 開示される目的は、ここでは何も書いていないから分からないのですけれども、恐らく、騒音の点だと思いののですけれども、実際に、ここでは教育委員会の方では騒音はないということですが、実際に測定してなかったということですから、その質問は、それでいいのではないかと考えております。

学務課長 もともと、昨年度のうちから、学校側に、ご本人から色々、騒音だというお話が始まりまして、学校側で随分対応させていただいて、当初は換気扇の向きが変わったとか、何か工事をしたのではなかろうかというお話になりましたけれども、学校側では、その事実はございませんということで、実際に部屋を見せたりしているのですが、こういうふうになかなか納得されないということで、区長への手紙があったりといった経過から、こういう段階に至ったというものでございます。

委員 長 現場の様子はよく分からないのですけれども、換気扇から学校の境界までは結構距離があるのか、それとも境界ぎりぎりの。

学務課長 給食室は、敷地境界の一番道路側に面したところがございます。ああいう給食室の換気装置というのは、その場でファンが出ているものではなくて、ダクトで全部集中して吸い上げて、屋上から排気しているものなので、実際には、先ほど申し上げたように、敷地境界であったり、ご本人宅の前で換気扇の作動時と停止時で騒音に差がないというふうな状況になっております。

委員 長 分かりました。いわゆる家庭用の換気扇ではなくて、大型の。

学務課長 業務用の、全部を集中的に持って行って。

委員 長 それで、ダクトにもって行って。

学務課長 はい。

高野委員 こういう測定の結果は、もちろん、ご本人にはお知らせしていらっしゃる。

学務課長 こちらで申し上げましたように、作動時と停止時で差がないということ、以前ご回答していますので、その資料をお見せいただきたいということで、また、別にその数字の結果もお渡ししています。

高野委員 はい。

委員長 できれば、ご本人立ち会いでやれば、もっとはっきりしますよね。

学務課長 今後また、ご本人と接触なり、相談する中で、立ち会って測っていただくということも必要かなというふうに考えています。

委員長 ということでよろしいでしょうか。

(はい)

委員長 それでは、お諮りいたします。日程第二 議案第11号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○議事

日程第三 議案第12号 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施について

(庶務課)

委員長 日程第三 議案第12号「平成25年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施について」、次長と庶務課長から説明願います。

次長 それでは、議案第12号「平成25年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施について」でございます。

提出者は、橋本教育長でございます。

内容ですが、平成25年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を実施するものでございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の具体的な項目や指標については、教育委員会の審議事項であるためでございます。

以上でございます。

庶務課長から、詳細についてはご説明いたします。

庶務課長 議案の内容にありましたように、地教行法の第27条に基づくものでございます。地教行法は毎年実施する旨の規定がございまして、本年度も、法に基づき実施していくものでございます。

記書き以下でございます。

施策評価でございますが、これは平成25年度の教育委員会が行う点検・評価につきましては、板橋区教育振興推進計画「いたばし学び支援プラン」の8つの重点施策に関する施策評価としたいと考えてございます。

対象でございます。

教育委員会が行う点検・評価の対象は、前年度、平成24年度に実施した事業といたしたい。これは、継続して評価することによりまして、対応の状況、経過を見られるようにするための考えでございます。

点検・評価の流れでございます。

まず、所管課長により一次評価を行いまして、外部評価を経たうえで、それらを踏まえて教育委員会として二次評価（最終評価）を決定するものでございます。

外部評価。

これは、地教行法の、先ほど申し上げました第27条2項の点検・評価を行うに当たりましては、教育に関し学識経験を有する方々の活用を求めているということに対応するものでございます。

評価対象施策ですが、別紙1に記載してありますように、次をおめぐりいただきますと、3ページにわたりますが、この部分の8つの施策、その次のレベルの重点事業としては26、枝の事業としては37を対象として実施していきたいというところでございます。

施策の評価表ですが、その次のページにありまして別紙2、別紙3で記載例を掲載してございます。

具体的に申し上げますと、施策目標、取り組み状況、今後の方向性・課題、事業概要を所管課で記載して、自ら自己評価、一次評価を経た上で、外部評価にかけまして、最終評価として、二次評価を教育委員会で実施していきたいと考えてございます。

その流れを、4のスケジュールに記載してございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 まず、今回の学識経験者委員というのは、昨年と変わっているのですか。メンバーは決まっているのですか。

庶務課長 これからです。

谷田委員 これからなんですか。

庶務課長 昨年と変えるところは考えてございませんが、まだ、了解をとっておりません。今日、またご意見もあればというところです。

谷田委員 ありがとうございます。

それと、この進め方の中で、去年と大きく変わったところは。同じものですか。私も、ちょっと正確な記憶があれなんですけれども、例えば二次評価のところ、いつもは評価標語の件で色々議論になったりするのですけれども、ここに評価標語を補足するコメントというのが今まではなかったのも、そこで少し調整できるのかなみたいなことを、ぱっと見て感じたんですけれども。

庶務課長 評価標語については、前年度との比較も関係がございますので、今回に関しては変えたくないというふうに考えてございます。それに関してのコメントをつけ加えることによって、若干、改善していきたいというふうに思います。

谷田委員 ありがとうございます。

高野委員 昨年のことが分かりませんので。今、谷田先生からご質問があった外部評価の件で、これは何人ぐらいの方が外部評価に当たるのか。

庶務課長 4名の方でございます。学識経験者の方が2名と、あと、過去は小学校・中学校の小P連、中P連の代表でお願いしております。

高野委員 分かりました。

教 育 長 今回の点なんですけれども、この制度については今年で4回目ということなんですけれども、法律の指示を受けての実施ではあるのですが、おっしゃいましたように、外部委員の人数ですとか、組織ですとか、そういうものについて、実はまだ制度がしっかり規定されていないというところもありまして、今年度については、前の流れの中でしていくということで間違いないのですけれども、平成26年度に向けて、この評価制度そのものについて、しっかりとした仕組みとして位置づけていく必要があるのかなと思っております。今年度、ちょっと事務局の方で検討させていただいて、今年度の評価をお願いするあたりのところで、来年度以降、制度としてしっかり、例えば規定になるのか要綱になるのか分かりませんが、しっかりとした制度として運用していく必要があるかと思っておりますので、案が固まった段階でまたお示しして、教育委員会の方でご決定いただくよう

な形になるのかなと思っておりますので、その点をちょっとお含みおきいただき、今年度については例年どおりの形でやらせていただきたいと思っております。

青木委員　　こういう評価のやつは、3年、4年ですか、この形でやられて、何年かやった後に見直しを含めて、一旦、評価のやり方自体を見るような考え方が、ほかのところでも多くやられていると思うのですけれども、その辺のご計画というのはございますか。

庶務課長　　今、教育長がご説明したとおり、来年度、この評価の内容そのものを、目標をきちんと捉えてというのは、今でもあるんですけれども、それを、事業の中できちんとそれが実行されているかどうかも含めて、時系列を追って改善点を求めるような形にしていきたい。シートそのものも変えていきたい。

それと、制度的にも、私は要綱でいきたいとは思っておりますけれども、きちんと要綱を設置して、体制、方式をきちんと定めていきたいというふうに考えてございます。

青木委員　　恐らく、こういうのは1年、1年で見直しというので、また次の年に何かましようという、PDCA (Plan>Do>Check>Action) という方法で、見直し、見直しを掛けて、ある程度よくなっていれば、それがいい方法ですからという評価を何年かやった後に見るとというのが、大体一般的だと思います。その辺のところは、上手く見直しの中に入れていただけるといいかなと思います。

庶務課長　　分かりました。

委員長　　何年かやっておりますけれども、評価することだけが目的ではなくて、その評価が来年度の予算なり、施策に反映してこないという意味がないんですけどね。ただ、なかなか予算に反映できない部分がこのところ大きくて、本当は、評価的にはもっと伸ばしたいという部分も、実際にはできていないというのがあって、いかんともしがたい部分はあるのですけれども。ただ、一応、評価して、改善点を見つけるというのは大切なと思っております。

ただ、このフォーマットについては、年々、多少はマイナーチェンジされていますけれども、見直しするということでしたら、それはそれで結構ではないかと思えます。

庶務課長　　ありがとうございます。

委員長　　ほかにございませんでしょうか。

委員さんが、新しい方が半分なのでちょっと言いづらかったんですけれども、「毎年やっていることなので」と言おうとしたのですけれども、大体、例年どおりの形なので、自分では理解していたんですけれども、すみません。

特にご意見がなければ、お諮りいたします。日程第三 議案第12号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 板橋区教育支援センター実施計画中間報告について

(資料指一1・指導室)

委員長 それでは、報告事項を聴取しますが、指導室長が戻られましたので、次の報告事項については、指導室長からお願いいたします。

報告1「板橋区教育支援センター実施計画中間報告について」、指導室長から説明願います。

指導室長 資料「指一1」でございます。

教育支援センターの実施計画中間報告につきましては、前回、(案)とついたものでお示しさせていただきましたけれども、その後の調整をさせていただいたものを、今回、中間報告としてお示ししております。

前回から大きく変わったところは特段ございませんので、これでよろしいかと思いますが、一応、内容の説明を改めてさせていただきます。

1 ページ目には、中間報告の考え方としまして、昨年6月に出了た基本計画に基づきまして4つの部会を教育委員会内で立ち上げまして、関係の部署、学校長等を含めた部会を立ち上げて検討してきたところであります。

2 ページは、そのうちの研究部会についての報告ですが、13事業を整理させていただきました。

課題については、3ページにお示ししているとおりでございます。

続きまして、4ページは研修会の報告でございます。

主として教員の研修、指導力の向上のための事業ということで、38の事業を検討したところであります。38事業については、5ページにまとまっているとおりであります。

研修部会についての課題が多いですけれども、それは6ページにまとめております。特に、最初の研究部会とのすり合わせ等が今後必要かなと考えております。

7ページは相談部会でございます。

いわゆる教育相談に係る部分と、教育相談以外の部分の整理というところで、都合15事業となっております。

ここでは、教育相談は多岐にわたるといふところが大きな課題でして、ほかの部会もそうですが、課題としては、8ページ以降にありますような課題が考えられるかなとしております。

相談業務につきましては、10ページ、11ページに支援センターで行う相談

業務と、支援センターではない他部署の相談業務、これを分けて今後検討して、すり合わせをしていくということになります。

12ページ、13ページには相談の流れ、相談の組織の業務の流れというものを示させていただいております。

14ページは組織施設部会でございますが、この組織施設部会については、教育支援センターの事業内容が確定した時点だと考えておりましたけれども、方向性が出た時点で、教育支援センターの事務局を、教育委員会の事務局と整理統合しながら考えていく部会でございます。

また、施設につきましても、およそのラインは引いてございますけれども、それをどのように活用していくかということは今後の課題となっております。

16ページには、教育委員会の事務局で現在持っている係から、教育支援センターの事務局に、どちらも教育委員会内の事務局なのですが、そういった事務分掌の候補に挙がっているものであります。

17ページについては、レイアウト図でございます。

18ページにつきましては、そのレイアウト図の中の情報資料室、自由研究室（メディアセンター）等の活動の予定を示させていただいております。

19ページは、今後の予算立てでございますけれども、平成27年度の開設に向けまして平成26年度中にある程度の什器備品をそろえていく必要があるということで、平成25年度のサマーカウンセリングから予算要求していく必要があるかなということをもとめております。

20ページに、今後のスケジュールでございますが、この中間報告を出させていただきました後、5月に、文教児童委員会に提出させていただきます。

また、同時に実施計画の素案を次に進めていく形になっておりますが、実施計画を8月末までにまとめまして、9月の文教児童委員会に実施計画を提出。固まりました後に、教育委員会内の組織を固めてまいりますのが3月末ということで、平成26年度には、実施する1年前の開設に向けまして準備を進めていくという段取りになってございます。

21ページ以降は、資料でございますので、参考に掲載させていただいております。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

内容については、もう何度か検討されてきましたので、ほぼ、まとまったのではないかと思いますけれども。

谷田委員 何となく感じたことは、書いて送らせていただきましたけれども、どうしても業務をどう割り振るかということが中心なので仕方がないなと思う面もありますけれども、もう少し未来に向けて、これで先生たちが、もっといい先生が育っていくとか、そんなものがもうちょっと、どこかベースで感じられるといいなというふうに思いました。

それから、相談に関してなんですけれども、これだけ相談の内容が多様化しているということだと対応が大変なんです、ご相談をされる方は困っているから相談に行くんですよね。そのとき対応した人が、また次、次、次とやると、困っている人がまた困ってしまうようになるので、とてもそれはマイナスだと思うのです。

ですから、最初に電話を受けた方とか会った方が、どれだけの確に次の方につながるかというのはすごく大事なことだというふうに思いますし、逆に言うと、その専門の方ができると、今はどんな相談が多いとか、どういうことで皆さんが最近困るようになったという相談の内容の変化というのを、その人がとても感じやすくなるので、では、今後、教育委員会としてどういう対応をしていく必要があるとか、どういう人にもうちょっと応援してもらった必要があるとか、そういったことも見えやすくなると思うのです。

そんなような人が相談業務の中ではすごくキーになってくるのではないかなというふうに考えました。

あとは、多分、本当はICTにもっと力を入れなくてはいけないというふうに私は思っていて、なかなか予算が必要なことなのであれなんですけれども、もうちょっと、どうするという案はないのですが、ちょっとそこら辺は感じました。以上でございます。

高野委員 私も相談業務についてなんですけれども、蓮根の相談所がなくなって、こちらに来ることなので、その際に、相談のときはお子さんも一緒に見える場合もあるんですよね。役所の建物に来ることだと、色んな方に会う可能性があったり、プライバシーの点などで心配なこともあるのかと思いますので、そういったことについても配慮してあげてほしいと思います。

それと、せっかくこちらに来るので、今までできなかったような連携する他部署との迅速な対応が可能なのではないかと思いますので、移転することでのデメリットもあるかもしれないけれども、メリットを最大限に生かしていただければというふうに思いました。

あと、相談業務については利用する方の目線で考えていくということが、ここにも明文化されておりましたけれども、本当にそれは大切なことだと思いますので、その視線を大切にやっていただけたらと思います。

青木委員 私も、今、高野委員、谷田委員の言われたことと同感なんですけれども、1つだけつけ加えるとすれば、ICTのお話が出たと思うのですが、私は公立ではないなんですけれども、私立大学の情報教育協会というところで、そういうICTをどう普及するかという経産省と連動してやっている委員会に入っているんです。

昨今、特に小学生対応などのICTに関しては、企業がCSR、要するに企業活動の一環で小学生などに、できるだけそういう支援をしましょうという活動が非常に活発になってまいりまして、実際、その委員会の中に大手総合家電メーカーの皆さんもいらっしゃるのですけれども、小学生であればやりがいがあるとい

うお話はよく聞いております。

それから、ここで言うのは不適切かもしれないのですが、そういったものが使えるのであればというか、上手く活用できるのであれば、そういうお話も上手く組み入れることでちょっと上手く、プロジェクト的な、社会実験的な意味合いで、教育社会実験というか、そういう試みができないかなとちょっと思ったのですけれども。もし可能であればということで。

委員 長 学校名を言ってしまっていていいのかな。板橋四小とか、板五中とかは、そういう形でとっておりますよね。

青木 委員 もう、既にやられていますか。

委員 長 はい。

指導 室長 上板橋四小です。

委員 長 すみません、上板橋四小です。

青木 委員 それでも、まだまだ、なかなかという状態ですが。

教 育 長 ただ、やっぱり期間があるから、それを終わると引き上げられてしまうので。継続してやっていくというのは、なかなか。

青木 委員 ICTは使わないと陳腐化してしまいますからね。恐らく、そういう話もあって、継続的にやっていく。

指導 室長 今度の赤塚二中との板橋第一小学校は、校舎改築に伴ってICTの機器がそろった学校ということで、今年度、研究の成果を報告させていただくことはできると思うのですが、今後の板橋のICT化を考えると、それは学校でのモデルのような形として、ICTをこういうふうにつくり上げていくということにはつなげていけるかなというふうには思っております。

企業活用のお話が出ましたけれども、今、研修の部会では企業とのコラボレーションという形で考えていまして、同時に、地元の大学であるとか、そういったところとの連携もどう図っていくかという話があります。

それも、研究と研修とのすり合わせの中で、研究の方でそういう連携をとっていきましようという形で、では、どんなことができる研修なのかとか、学校に何を還元できるかということを決めていくことになろうかというふうに思っています。

青木 委員 同じような質問ですけれども、27ページの大学との連携というのがあります

が、これは近隣のというか、板橋区内のというふうに限定されるのですか。

指導室長 必ずしも、そうは考えていません。

青木委員 というのは、委員長もご存じだと思うのですが、大学は、出張してやるという活動に随分力を入れているので、こういうことが本格的という形であれば、言っていただくと、例えばこの中に、理工系のネットにサイエンスコミュニケーションというのが今、子どもたちにすごく大事だというお話が、我々の動きの中では盛んに出てくる。

多分、小学校、中学校が一番大事で、高校になると固まっているという話、文系、理系に分けられているからという話があるのですが、そういった意味では、例えばですけれども、都内広くということもなくて、理工系や何かの大学に声をかけるような形がとれば、こういうのは多分、実際にやるとしたら、人材とかすごく多岐にわたった教育のプログラムが必要ではないかと思うので、その辺は、もしお手伝いできるのであればということ、何かできればと思っています。お役に立てれば。

指導室長 ぜひ、お願いしたいと思います。

現実的に、学生は、大分、学校に来ていただいているので、区内の大学からはかなり手伝ってもらっている状況があります。ただ、大学の先生方とは、まだこれからというところもありますので、そういったところも含めた検討になっていくかと思っています。

また、区外ですけれども、ほかの大学の先生方と個別にやりとりしているところはありますし、それから福井大学で考えれば、実際に教員を大学院に派遣するところまで進んでいるところもあるので、かなり広い視野で考えていけるのではないかとはいっています。

青木委員 実は私自身が、学内で中・高・大と連携教育の委員をやっておりまして、一番下は小学校で、中学校、そして、結局、現場の先生が悩んでおられるのは、理科をやっても、数学をやっても、これが社会で何の役に立つのだという話を、子どもたちが疑問を持つ。

それをちゃんと説明するには、職業人の方とかに、ちゃんと役立つということを書いていただいて、それで子どもたちも納得するものですから、そういう話ができるのは、どうも教員免状というより、社会に出た方たちが実際に実学という意味で教えるというようなプログラムが子どもたちに有効だと言われて、我々もそういう立場で常に行くと、現場の理科、数学の先生にすごく喜んでいただけるというのをこのところ感じているものですから、そういうことが、もし、ここで上手く回ればというふうには思っております。

委員長 そうですね。個々に、学校ごとに学校支援地域本部でそういった形でやってい

るところもありますけど、ある程度、全体的に、組織的にやるのもいいかなと。

青木委員　そうですね。要するに、こちら側は現場のニーズが分かっている方ですので、それに合ったという、大学とかは分からないというより、プログラムはこれだけありますという、出す側ですよ。そういう意味では、こちらから積極的にこういう人がというリクエストをむしろ出して行って、それに見合う人を大学で選んでいただくというようなやり方も多分あるだろうと思っています。

委員長　そういったマッチングのとれるようなセクションができるといいということですね。

青木委員　そうですね。

委員長　私は、前からずっとこれを拝見していて、予算も絡むから余り言えないと思って言っていなかったんですけども、ICT化のところ、テレビスタジオをつくっておいた方がいいかなというのがありまして、それは常々思っております。

学校用のテレビ番組をつくるというのもありますし、もう一つは、非常用の災害時のスタジオとして、東北の場合にはローカルFMが非常に役に立ったということなのですが、恐らく10年、15年後にはワンセグのテレビ局が地域ごとに役に立ってくる時代になってくるのだと思います。

そうすると、そのスタジオ設備を持っていて、例えば、光でどこかにつないでおけば、常に役所から映像で情報が流せるという時代になってくると思うので、そういうスタジオ設備は教育予算ではなくて危機管理室の予算でつくってしまうとか、そういう形もあるかと思っております。

もう一つは、高野委員も心配されていたんですけども、相談に来る方が、この配置図で見ますと、どうもエレベーターとかメインのロビーを通る形になるのをちょっと危惧しております。

以前、平面図を検討しているときには、図面でいうと一番上の、別のエレベーターから行って、そこから帰れるような形のときもあったような気がするんですが、何らかの事情でこういう形になったとは思うのですが、ここの相談室に来られる方が、なるべくほかの人と会わずに来られるような形がとれるといいなと思っております、例えばここのエレベーターホールのトイレの先に簡単な扉を設けてしまうのも1つあるかなというふうに思います。

ただ、区画とか色々あるので、恐らく上を抜いた扉とか、その程度のものをつけた方が、「隔離」という言葉を使っては余りよくないかもしれないんですけども、周りの人の目に触れなくなるのでいいかなという気はしております。

学務課長　相談でございますけれども、実は、今のところが一番ハード面で苦慮しているところでありまして、やはり学校側に対して色んな思いがある区民の相談者の方と、学校の先生が研修で集まっている施設が一緒のところにあるというのは、な

なかなか難しい部分があると思っております。ハード的な区域、ゾーン分けみたいな部分と、あとは、実際に時間分けと申しますか、何かそういった方法も含めて、上手くプライバシーと申しますか、その部分をしっかりコントロールしないと、先ほど、委員からご指摘がありましたけれども、来にくい施設になってもまずいのかなというところは考えなくてはいけないと思っております。

また、支援センターという大きな組織で相談をやるということが、逆に、先ほどありましたように、いわゆる行政のたらい回しみたいになるのは非常にまずいことですので、その入口の部分は、しっかり役割を整理しながら受けとめて、ただ、今回、教育相談所、START、特別支援といったような様々な相談機能が1つに集まる利点を生かして、相談を受けた後、ケース会議のような形で横断しながら、もともと、例えばSTARTで受けたんだけど、これは実は特別支援がネックの問題ではなかろうかということでも連携したり、その先に、先ほどおっしゃった他部署との連携も含めて、こういった形で、同じ組織に入ることでも効率的と申しますか、かなり深い部分でのきちんとした分析をしながら、適切な相談ができるものも心掛けていきたいというふうには思っております。

また、確かに本庁舎の一角にあるわけでございますので、どうしてもハードの、外見からして、通いにくいとか、来にくいとかという部分がございますので、当面、蓮根の相談所が中に入りますので継続的な機能を持たせていくんですが、今後、1回目、2回目といった相談は別としまして、相談所が担っていたような継続的な部分については、今後どういうふうに対応していくのかというのが1つの大きな課題かなというふうには考えています。

委員 長 ほかに、ご意見はございますでしょうか。

色々と財政的には厳しい折りにつくっているもので、なかなか希望通りのものができるという部分もあるのですけれども、頑張ってください、いいものができるといいなと思っております。

○報告事項

2. 区立小学校児童の転落事故について

(資料指一2・指導室)

委員 長 それでは、報告2に移らせていただきます。報告2「区立小学校児童の転落事故について」、指導室長から説明願います。

指導室長 資料「指一2」でございます。

学校の教育活動外の事故ではございましたけれども、子どもの命が失われるという重大な事故でございましたので、改めてご報告させていただきます。

事故が発生したのは、平成25年4月13日土曜日の午後4時30分ごろ。発生場所は、加賀一丁目13番の石神井川のあたりということであります。

亡くなったのは、第2学年の男の子さんでございます。

事故の概要としましては、近くで、ボールで遊んでいたところ、そのボールが

落ちたのではないかというところで、石神井川の脇の柵からのぞき込んだところ、誤って川底に落ちてしまった。

川底の部分は水が余り入っておりませんで、なおかつ、川底の一番端のところにコンクリートが出ているという状況だったので、そこに直接頭を打つような形になったのではないかということです。

見ていた方も結構いらっしゃったので、すぐに通報して、帝京病院が比較的近かったので運びましたけれども、2時間治療していただきましたけれども、残念ながら6時半ごろ亡くなられたということでございます。

今お話しした事故の詳細については、この5番でお示ししているとおりでございます。

教育委員会としましては、土曜日に事故の報告を受けましたので、日曜日に各学校向けのファクシミリを流して、月曜日の朝にも全校で注意喚起をするようにという指示をしました。

その後、各研修会等で当該の事故の概要について話をさせていただいて、改めて教員に注意を促したというところであります。

また、通知文の発出につきましては、4月15日に1回と、先週の金曜日に2回目の通知を発出しております。これは、後に報告があるかと思えますけれども、板橋第七小学校でも、大事には至らなかったとはいえ、転落の事故があったということを受けまして、19日の金曜日に発出しました。

また、川での事故ということでしたので、土木部とも連携をとりまして、土木部の方からは、事故のあった近くでは看板のようなものを出していただいているというふうに伺っております。

報告は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

亡くなったお子様や保護者には大変お悔やみ申し上げますが、昔は、危険なところとか、そういったところを遊びの中で経験するのが非常に多くて、どこまでやっていいかというのを、ある程度自分たちで判断してやっていたわけなんですけれども、最近は「安全、安全」と周りで非常に守るので、子どもたち自身が、どこが安全でどこが危険かというのがなかなか判断しにくくなっている面もあるのではないかという気もしております、やはり、これを言うと語弊があるんですけれども、多少危険な目に遭わないと本当の危険なところが分からないということもあるのではないかと思います。

ただ、その危険なところに遭うのは、やはり学校の管理下ではなくて、保護者の管理下でそういうのをしっかり習得しておく必要があるのではないかと思います。

次 長 この対策なんですけれども、土木部の方で主にとっておりまして、ほかの河川も含めて、今、点検をして、注意喚起の看板はつくったところでございますが、今後、この場所については、さらに危険な部分、要は転落があったということ

も含めて対策をとるといふことで検討しております。

また、今後、工事も含めて、具体的な対策をとっていくものと考えております。

高野委員 桜川小学校の学校だよりを読みまして、大分以前に、交通事故で亡くなったお子さんがいらっしゃって、「命の木」として1本の榎の木を植えて、校長先生が折りに触れて、その交通事故で命を失ったことの意味というのを毎年お話ししてくださっているようなんです。

それを読みまして、やはり昨年も交通事故があり、また今回もこういう事故があつて、それは大人もそうなんですけれども、そのときは身に染みて感じることが、時間の経過とともに忘れがちになってしまうようなことがあるので、やっぱりこういった事故ですとか、今までの悲しい経験を忘れないように、学校などでも、何かそういった、そのときだけではなくて取り組んでいただけないかというふうに思います。金沢小学校に限ってということではなくて。

それと、4月になって、自分がまちを歩いているときに、子どもたちがとても危ないなと思う場面が、3月までに比べて、4月になったら暖かくなったせいかな、そういう場面に多く出くわすことがあつたので、やはり学年も変わり、気の緩みというものもあるのかなというふうに思いましたので、ぜひ、学校でそういうことに関して、またご指導いただければありがたいなと思いました。

青木委員 事故調（事故調査委員会）をやっている立場で言わせていただくと、建築物災害の全般をやっているのだから、あれなんですけれども、これは、対策がなかなかないのは大人も同じでございます。

今言われたとおりで、のど元を過ぎてしまうと、というような話があるので、やっぱり、やることで一番効果があると言われてるのは、総務省などがやっているインシデントデータベースと言われていて、要するに事故例だとかの原因と対策を、なるべくホームページ上に上げて皆さんで共有する、これがやっぱり一番大きな防護策になるんだという形でやっています。建築物についても全く同じにやっています、つくば市の国総研（国土技術政策総合研究所）さんなどが積極的にそれをやろうとしています。

だから、やるべきなのは、事故が起こってけがをした、亡くなっただけではなくて、インシデントですからヒヤリハットも含めて全部そういうデータベースで、こういうのがありましたというのを分かるところに置いて、学校の先生、それからご父母の皆様積極的に見ていただくような仕組みを構築するというのは効果的ではないかというふうに考えています。

委員長 そういう意味では、結果的には大きな事故にはなっていないけれども、小さいのは各学校で結構あるように伺っていますので、そういうのも、やはりデータとしてきちんと。

青木委員 思ったより、意外と共有されていないんですね。学校の中でとか、あるクラス

の中でも。

委員長 よろしいでしょうか。では、こういう事故のないようにしていきたいと思えます。

○報告事項

3. 「大山小学校準備委員会」の設置と大山小学校の行事日程について

(資料新1・新しい学校づくり担当課)

委員長 では、報告3「「大山小学校準備委員会」の設置と大山小学校の行事日程について」、新しい学校づくり担当課長から報告願います。

新しい学校づくり担当課長 それでは、「大山小学校の準備委員会」の設置と大山小学校の行事の日程についてご報告いたします。

大山小学校は、平成26年3月31日限りの閉校が決まり、新年度の学校活動がスタートしているところでございます。

閉校までの各種の準備、周年行事や閉校式典、そうしたものの準備作業も含めまして、円滑に進めるために「準備委員会」というものを設置いたしました。

こちらの構成員ですけれども、大山小学校の保護者代表、新旧PTA会長であったり、歴代のPTA会長の方であったり、あるいは、学校関係者では同窓会の方など、さらには地域関係者としては地元の町会長さんなどにメンバーに入らせていただいています。

重ねて、教育委員会からは事務局次長、学校長が入っております、色々な案件によっては、私ども事務局の各課長も加わるような形になっております。

4月16日に第1回の準備委員会を開催いたしました。その場におきまして、大山小学校の60周年の行事、あるいは閉校行事、さらには閉校後の通学区域の分割等についての協議をいたしました。

なお、資料の2番にありますとおり、準備委員会というのは大まかな意思決定等をしていくわけでございますけれども、各行事であったり、記念誌等の作成など個別の案件については部会というような形を設置することになりました。

この部会ごとに実施の案というのを作成いたしまして、準備委員会に報告をし、調整を図っていきます。

この部会につきましては、準備委員会の委員さんがそれぞれ何人かずつ入って、さらには、場合によっては、地域の方や現役の保護者の方などのご協力をいただきながら進めていくようなイメージでございます。

主に第1回の準備委員会で決定した事項につきましては、3番に記載してあるんですけれども、まず、大山小学校の60周年行事についてでございます。

今年度、他校の周年行事該当校につきましては既にご報告があったかと思えますけれども、大山小学校につきましては未定の状態でした。

11月17日日曜日の午後に開催するというように決定しております。

それから、(2)にありますとおり、大山小学校の主に卒業式・閉校式行事に

ついてでございます。

卒業式と閉校式を平成26年3月22日の土曜日に実施することといたしております。これは、区内小学校につきましては3月25日に卒業式が行われるところでございますけれども、そういった意味では、実施日が他校と違っております。

これは、これまで下打ち合わせ等も色々やってきたんですけれども、より多くの地域の方、あるいは同窓生の方に、最後の大山小学校の卒業式であったり、その後に閉校の式典ということで、例えば学校の中を見ていただくとかも含め、より多くの方に参加していただきたいということから、3月22日土曜日に開催というふうにしております。

少し他校と変わってきますのは、3月21日の祝日に修了式を行いますので、ここは児童登校となります。3月23日は日曜日、それから24日の月曜日、25日の火曜日につきましては、在校児童につきましては振替休日というような形になります。この点につきましては、授業時間数についての確認は問題ないということで指導室とも確認しているところでございます。

今後、定期的に準備委員会というのを開催してまいります。先ほど申した部会のところでも、次回までに、少し行事の時間的なスケジュールであったりとか、招待客の範囲であったりとか、そういったものを部会のところの下打ち合わせをしていただくとことになっておりますので、大きな決定事項等がございましたら、また、この委員会においても報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

60周年の行事に関しては、予算的にはほかの周年行事と同じものが出るのですか。

学務課長 周年行事は、ほかの学校と同じです。

委員長 記念誌と。

学務課長 記念誌と、あとは生徒1人頭幾らの記念品ですとかというのは、ほかの学校と同じもので。

委員長 植樹はしないですね。

新しい学校づくり担当課長 記念樹につきましては、現在は学校の方でも検討しているところでございます。大山小学校の校地がどうなるかということもございまして、近隣の学校にお願いできるのか、あるいは、いわゆる記念スペースみたいなものを考えていますので、そこで終わるのかというのは、今後、決定してまいります。

あと、予算的な面では、閉校式につきましては、一定の予算というのは確保しております。特に、在校児童が少ないものですから、会場の設営の委託費であつ

たりとか、そういった部分についても措置されている状況です。

委員 長 閉校式のイメージがまだ何となく分かりませんが、要するに式典だけで終わる。それと、先ほどおっしゃった見学会というか。

新しい学校づくり担当課長 そうですね。これから閉校式の部会の方で詰めていくことになるのですが、流れといたしましては、閉校式は少しさびしいイメージになってしまう、そういったことよりは、たくさんの方に集まっていただけであればということで、土曜日開催ということが1つです。

ですので、例えば、大きな同窓会みたいなものを卒業式の後に重ねて行うとか、そういったことも含めて検討しています。

委員 長 卒業式と閉校式は全然別々に、つながってやるわけではないんだ。

新しい学校づくり担当課長 式の流れは、詳細は未定ですが、恐らく卒業式の後に、いわゆる閉校宣言みたいなことは何らかする必要があるのかなというふうに考えております。

ただ、式典の方は、卒業式の中でそういう閉校宣言みたいなことを終えてしまえば、例えば卒業式が終わった午後に、時間をおいて盛大に同窓会を開くとかというようなことを考えております。

委員 長 分かりました、詳細は準備委員会の方にお任せするという事でよろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. いたばし放課後子ども教室事業における事故について

(資料地－1・学校地域連携担当課)

委員 長 では、報告4「いたばし放課後子ども教室事業における事故について」、学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 いたばし放課後子ども教室事業における事故についてご報告させていただきます。

こちらの事故が発生したのは、4月19日金曜日、16時30分ごろでございます。

場所は板橋第七小学校の校庭ということで、同学校の第2学年の男子児童が、学校と隣接する民家の敷地に転落いたしまして、全治10日の後頭部挫創ということで、けがを負ったところでございます。

先だっこの事故もございましたので、改めて、学校内等におきましても、事故現場を危険箇所の立入禁止等にするなどの安全点検を行うとともに、改めて注意

喚起をさせていただいたところです。

この板橋第七小学校につきましては、今後、同じようなことが起きないように、フェンスのところに防球ネット等の設置を予定しているところでございます。

報告は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

これも、先ほどと同じように、こういう行為をすることが危険かどうかというのが、多分、分からずにやっていると思うのです。ですから、そういうところが、自分の身は自分で守るというあたりが、やっぱり児童の意識の中に薄いかなという気はしております、危険箇所を立入禁止というのは、やむを得ないとは思いますが、個人的には、本来ならそういうのは余りやりたくないと思っております、危険なところは自分で判断して行かないというのが本来だと思うのですが、小学校の場合には小さい子どももいるので、その辺はやむを得ないかと思っております。

ですから、やっぱり日ごろから保護者が、そういう危険なことを、何が危険かをしっかり教えておくのが必要かと思うのです。

実際には、教えるというのは難しくて、自分の子どものころからいけば、自分でやっぱり体験して危険かどうかを判断する能力がついていったかと思ひまして、今は、木に登ってはいけないとか、崖から飛びおりてはいけないとか、すぐ禁止になるのでやらないのですけれども、しょっちゅうそういうことをやってけがをしていました。

小さいけがで済んでいるので大事故にはならなかったのですが、最近は小さいけがも少ないので、ついつい大きなけがにいてしまうという傾向にあるのではないかというふうに思っております。

しかも、交通事故以来、全部、小学校2年生なんです。ですから、この辺はやっぱり、1年生は緊張しているのかどうか分かりませんが、それが2年生に上がってその辺が開放されてしまうのかよく分かりませんが、その辺は子どもの心理的な面も考えていただいて、そちらの指導も要るのかなというふうに思っております。

2年生が4人続いたんですね。

高野委員 普段の学校の時間の中では、こういうところに、多分そういう行動は子どももとらなかったと思うのです。それで、よく放課後遊んでいる子どもたちを見ると、普段、学校の中ではできないこと、色々な学年の子どもがまざっていたり、そういう管理されている部分が少ないということで、普段と違う行動をとる傾向があるのではないのかなというふうに拝見しているのですけれども。

管理は学校とそれからまた違うところと変わってはいるけれども、子どもたちに、学校でやってはいけないと先生に言われていることは、やっぱり放課後もいけないんだという、その辺が少し。

それと、あとは、子どもたちが指導してくださる方に対しても、学校の先生と

は違うというような意識みたいなものがあるのではないのでしょうか。これからあいキッズがどんどん増えてきますので、放課後のこういうところに参加する子どもさんたちに、そこのところをもう一度、学校の中でやってはいけないこと、時間が変わってもそれは同じだよということを、4月とか、制度が始まる時にしつかり、もう一度説明していただければというふうに思います。

次 長 各学校では、一応なんですけれども、あいキッズとか放課後の子ども教室の指導員の方に、4月に、朝礼のときに登壇していただいて、校長先生から紹介していただいています。

今、高野委員がおっしゃったような、先生と同じような立場だから、指導はきちんと守るよということとは各学校で取り組んでいただいているんですが、やはり授業を受け持っている担任の先生と、指導員というのは、子どもたちも、見る目というのですか、その辺がちょっと違うというのは、我々も重々認識しております。そういう対策をとっているんですが、さらに何か改善できないか、検討させていただきたいと思います。

委 員 長 では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

新しい学校づくり担当課長 では、私の方から1点、追加報告をさせていただきます。

資料は「中台中学校だより 改築関係臨時号」というのをお配りしているんですけれども、前回の教育委員会におきまして、高野委員より改築予定の中台中学校の校舎供用の開始時期について、学校からのアナウンスに少し相違があるのではないかとというようなご心配のお話をいただきました。

その後、学校の方に確認いたしました。

改築の予定ですけれども、新校舎の供用開始については、平成28年度4月、新学期、新学年からということでございます。

ただ、いただいたお話のとおり、近隣の小学校へ、学校側では平成27年度の3学期から新校舎での使用が開始ですとアナウンスしていたことを確認いたしました。

その後、学校におきまして、入学説明会であったり、先日行われた保護者会におきまして、それらの訂正のお話と学校だよりの臨時号を発行するなど、説明と理解を求めて重ねているところでございます。

現在のところは、保護者等からの特段の意見はないということで、大きな問題にはなっていないような状況であります。

先日、私どもの方でも、建築部門と改めて学校を訪問いたしまして、今後の工程確認をしてまいりましたので、引き続き、連絡調整には努めてまいりたいと思います。ご心配をおかけしました。

高野委員 ありがとうございます。私も、これを中学校のPTAの方たちからいただきまして、十分に説明いただいたということで、皆さんの対応に対して感謝されて

おりましたので、どうもありがとうございました。

委員長 ほか、報告事項は。

指導室長 全国学力調査のことについてお話をさせていただきます。

4月24日、一昨日ですけれども、全小学校の6年生、それから中学校3年生を対象に全国の学力・学習状況調査が行われました。この調査につきましては、昨年度までは3割抽出ということで、全員がやるという調査ではありませんでした。

もともと、始まったときは全員がやっていたのですが、いわゆる事業仕分けの中で、3割でよいということで減らされておりましたところ、今回、きめ細かい調査をするということで、政権が交代するのにかかわらず、最初からきめ細かい調査をするということになっていたものでございます。

これにつきましては、今日の新聞で、ほかの学校はミスがあったということでありましたけれども、本区の場合は無事に終わりましたのでご報告したいと思っております。

なお、きめ細かい調査の中に「保護者のアンケート」というのがありまして、これは、文部科学省から指定されてきている学校が、本区では3校あります。

小学校2校と中学校1校ですが、ここでは保護者の方のアンケートも同時に実施しているところでございます。

教育委員会のアンケートにつきましては全区市町村の教育委員会で実施するというので、これはこれからということになっています。これの中で、家庭状況と学力の問題であるとか、あるいは土曜日の過ごし方等のアンケートも入っているということを伺っております。

裏面ですけれども、今後の調査の実施スケジュールです。

子どもたちは、テストを受けて、その結果は8月下旬ぐらいにならないと子どもには返ってこないというようなことになっております。結果公表というのは、そこになります。合わせて、そのあたりで保護者の方のアンケートであるとか、そのほかのところの結果公表になる予定であります。

これを受けて、国の方では分析を進めていきまして、分析の公表は来年の夏ごろというようなスケジュールというところでございます。

この後、本区ではフィードバック学習の学力調査が行われる予定であります。それから、また東京都の方でも学力調査は行われることになっておりますので、合わせてご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

委員長 この件に関してはよろしいでしょうか。
ほか、報告事項がございましたでしょうか。

(なし)

委員長 なければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 45分 閉会